資料4

第22回　国土強靭化推進会議

感震ブレーカーの設置推進の取組について

令和8年11月2日

国土交通省住宅局
市街地建築課 市街地住宅整備室

危険密集市街地に関する状況と課題

国土交通省

道路・公園等の公共施設の整備、老朽建築物の除却・建替えや、備蓄倉庫の設置、防災マップの作成、避難・消火訓練等を促進することにより、ハード・ソフトの両面から密集市街地の整備改善を推進

著しく危険な密集市街地※の面積の解消率　77%（令和6年度末）　⇒　100%（令和12年度末）

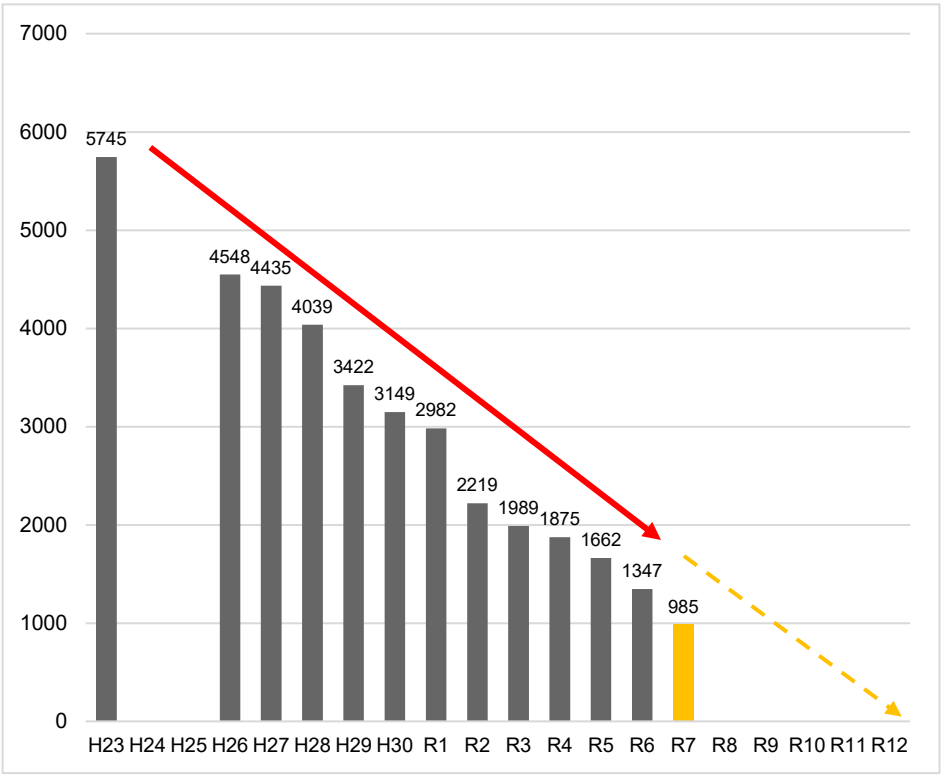
目標は住生活基本計画（全国計画）（令和８年３月閣議決定）

※ 密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地

【地震時等に著しく危険な密集市街地（H24年10月公表）】

都府県	市区町村	面積（H23年度末）	面積（R6年度末）	面積（R7年度末）
埼玉県	川口市	54ha	54ha	0ha
千葉県	浦安市	9ha	8ha	5ha
東京都	文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区、足立区	1，683ha	45ha	45ha
神奈川県	横浜市、川崎市	835ha※(690ha)	301ha	251ha
愛知県	名古屋市、安城市	104ha	0ha	0ha
滋賀県	大津市	10ha	10ha	0ha
京都府	京都市、向日市	362ha	220ha	220ha
大阪府	大阪市、堺市、豊中市、守口市、門真市、寝屋川市、東大阪市	2，248ha	425ha	218ha
兵庫県	神戸市	225ha	176ha	157ha
和歌山県	橋本市、かつらぎ町	13ha	0ha	0ha
徳島県	鳴門市、美波町、牟岐町	30ha	0ha	0ha
香川県	丸亀市	3ha	0ha	0ha
愛媛県	宇和島市	4ha	0ha	0ha
高知県	高知市	22ha	18ha	18ha
長崎県	長崎市	262ha	89ha	71ha
大分県	大分市	26ha	0ha	0ha
沖縄県	嘉手納町	2ha	0ha	0ha
合計	41市区町	5，890ha※(5，745ha)	15市区町 1，347ha	12市区町 985ha
	解消率	0%	77%	83%

危険密集市街地の面積の推移



※H24.10公表後、R2に145ha(横浜市)追加

密集市街地の安全性確保に向けた取組の考え方

国土交通省

現状の課題

- 老朽木造建築物の建て詰まり、倒壊危険性
 可燃物の集積、着火の恐れ、避難路を塞ぐ
- 狭あいな道路、行き止まり道路が多い
 避難が困難、接道不良による建替が困難

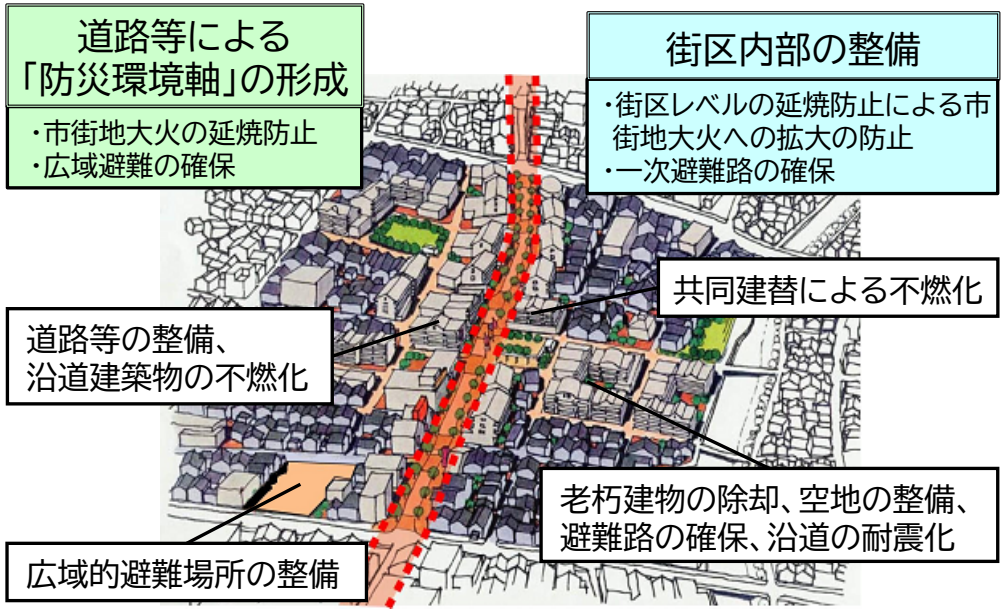
改善の基本方針

- 延焼危険性の解消 「延焼の拡大防止」
- 避難困難性の解消 「避難地・避難路等の確保」

改善の手法

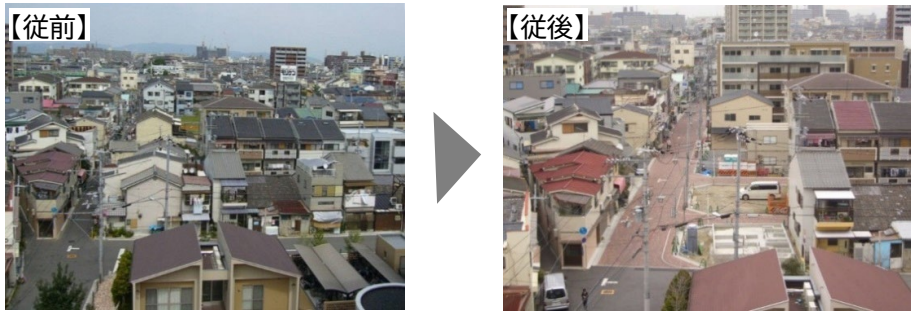
・延焼拡大を防ぐための、**延焼遮断帯の形成**、公園等のまとまった**空地の整備**、**老朽建築物の除却**
・共同建替や個々の住宅の建替え等による**建物の不燃化**
・各住宅から安全な避難地への避難を確保するための、**道路の整備**及び**沿道建築物の耐震化**

≪密集市街地の整備イメージ≫



地域防災力の向上に資するソフト対策

避難路の整備例（大阪府門真市門真本町地区）



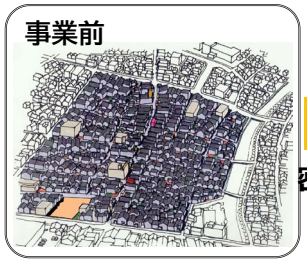
共同建替えによる不燃化の例（東京都墨田区京島地区）



住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

国土交通省

密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備に対して総合的に支援を行う。



防災上課題のある
密集市街地の整備改善



ソフト対策 計画策定・

調査・計画策定
事業化コーディネート・協議会活動・地域防災力の向上に資するソフト対策支援等
（交付率：1/2、1/3等）

街区内部の整備

街区レベルの延焼防止／一次避難路の確保

共同・協調化建替
個別建替（防災建替え・認定建替え）
除却等、共同施設整備、空地整備等(交付率:1/3)

耐震改修・防火改修等
改修、建替え、除却(交付率:11.5%等)

老朽建築物、空き家等の除却
買収費、除却工事費、通損補償等(交付率：1/2、1/3、2/5)

地区内の公共施設(道路、公園、広場、コミュニティ施設等)の整備
(交付率：地方公共団体1/2、民間事業者等1/3等)

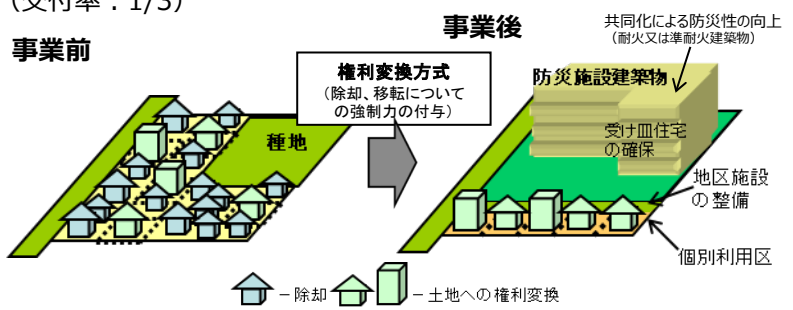
「防災環境軸」の形成

市街地大火の延焼防止／広域避難の確保

沿道建築物の不燃化
延焼遮断帯形成事業
一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等（交付率：1/3）

従前居住者用受け皿住宅の整備
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等
(交付率:1/３、1/2、2/3)

防災街区整備事業
調査設計計画（権利変換計画作成を含む）土地整備、共同施設整備
（交付率：1/3）



事業に関連する公共施設(道路・都市公園・河川等)の整備(交付率：通常事業に準ずる)

【整備地区の要件】
・重点整備地区を一つ以上含む地区
・整備地区の面積が概ね５ha（２ha)※以上
・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】
・重点整備地区の面積が概ね１ha (0.5ha)※以上
・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸(25戸)※以上
・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

地域防災力の向上に資するソフト対策の内容と支援策

国土交通省

○住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の基幹事業（地域防災力向上事業、地区公共施設整備（防災関連施設）等）により支援し、ソフト対策の促進を図る

ソフト対策の区分	ソフト対策の内容	
①家庭単位で設備等を備える取組	感震ブレーカーの設置促進 住宅用消火器の設置促進　等	
②地域単位で防災機能の充実を図る取組	消防機能の充実	・消防水利の整備 ・街角消火器、可搬式ポンプ、防火バケツ等の設置　等
	防災関連施設の充実	・防災備蓄倉庫の整備 ・耐震性貯水槽の整備　等
	避難場所等の機能向上	・民地を活用した避難経路の確保 ・避難場所、避難路のバリアフリー化　等
③地域防災力の実効性を高めるための取組	地域の防災情報の充実	・防災マップ、ハザードマップの作成 ・災害時要援護者の名簿作成　等
	防災訓練の実施	・消火訓練、避難訓練　等
	防災パトロールの実施	
	防災に関する人材育成	・地域防災リーダーの育成 ・シンポジウム、戸別訪問等による防災意識の啓発　等
	防災機能の維持管理	・地域住民による避難場所等の維持管理 ・防災備蓄倉庫の防災備品の管理　等

住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）等の活用状況

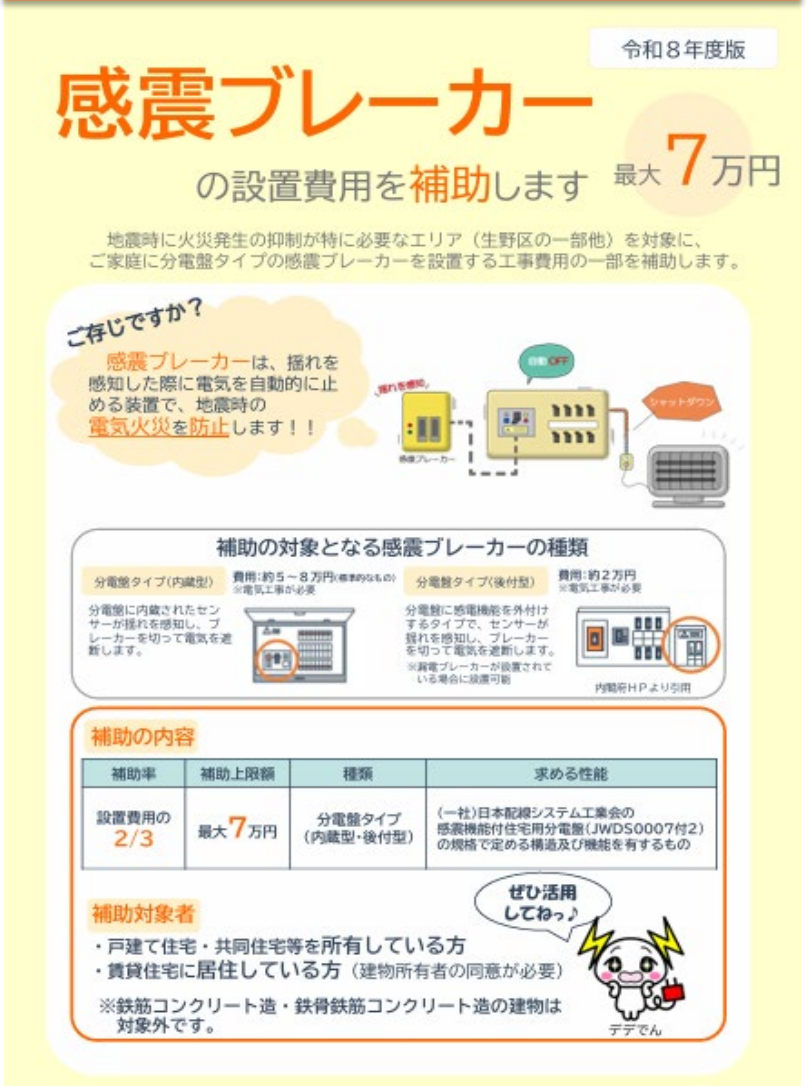
国土交通省

○横浜市における補助制度活用事例 ―重点対策地域への購入費補助―



出典：横浜市感震ブレーカー等設置推進事業のご案内

○大阪市における補助制度活用事例 ―分電盤タイプの改修工事費補助―



出典：大阪市補助制度リーフレット

○高知市：防災部局において、市域全域で分電盤タイプの設置費用の一部に対する補助を実施　※社会資本整備総合交付金を活用

住宅業界団体や地方公共団体への働きかけの状況

国土交通省

① 地震時の電気火災発生抑制のための感震ブレーカー普及への協力について（通知）【令和8年1月30日】

○「首都直下地震の被害想定と対策について（報告書）」（令和7年12月19日中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策ワーキング）の公表を受けて、住宅業界団体に対して以下の協力を依頼

1. 住宅取得者や住宅所有者等への情報提供

・感震ブレーカーの機能、種類、効果、必要性等について、普及啓発チラシや仕様書、説明資料等を通じた周知

2. 新築住宅の設計段階や仕様設計における配慮

・住宅の電気設備の設計段階における感震ブレーカーの設置に関する施主への提案

・住宅の使用設定における感震ブレーカーの導入

3. 住宅の保守点検、修繕、リフォーム時等における配慮

・分電盤の交換や電気設備の更新時のほか、住宅の保守点検や修繕、リフォーム時等における感震ブレーカー設置に関する住宅所有者等への提案

② 地震時の電気火災発生抑制のための感震ブレーカー普及への協力について（事務連絡）【令和8年6月12日】

○「首都直下地震緊急宅策推進基本計画」変更の閣議決定（令和8年6月12日）を受けて、**住宅業界団体に対して更なる普及促進**に向けて、改めての協力を依頼

③ 感震ブレーカーの設置促進に関する今後の取組への協力について（通知）【令和8年7月27日】

○「首都直下地震緊急宅策推進基本計画」変更の閣議決定（令和8年6月12日）や「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月6日）の目標を踏まえ、**危険密集市街地を有する地方公共団体**の危機管理部局、密集市街地整備担当部局、消防局等**に対し、関係府省庁が連携した取組（※）への協力を依頼**

※電気事業法に基づき、登録調査機関などが各家庭を訪問して電気設備の調査点検を行う際に、併せて、感震ブレーカーの概要や必要性などを冊子でお知らせし、自治体の補助制度についても周知する取組

④ 「住宅防火・防災キャンペーン」の周知について（事務連絡）【令和8年8月14日】

○消防庁において実施する、住宅における火災予防の注意喚起及び住宅用火災警報器、感震ブレーカー、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、防炎品等の普及促進を目的とした「住宅防火・防災キャンペーン」について、**地方公共団体の住宅行政部局に対して周知し、住宅の防火・防災対策の普及啓発について協力を依頼**